

福島空港送客支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、福島空港からの送客利用を促進するため、国内線を利用した福島空港からの送客等を行う別表に定める事業者（以下「事業者」という。）に対し、福島空港利用促進協議会補助金交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(助成の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表に掲げる事業に対して、同表に定める事業主体に同表に定める補助額を交付する。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する日の15日前までとする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項に規定する交付の条件は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に従うこと。

(申請を取り下げることのできる期日)

第5条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認申請)

第6条 規則第9条第1項の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない2割以内の対象経費の変更とする。

(完了報告)

第7条 補助事業を実施した事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第4号様式）を、事業完了の日（事業廃止について会長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、福島空港送客支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を速やかに提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業主体	補助対象事業	補 助 額
1 福島空港団体旅行利用促進支援 (1) 福島県内または隣接県（栃木県等）に住所を有する旅行会社 (2) (1)の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等	1 福島空港団体旅行利用促進支援 福島空港定期便又はチャーター便を利用する参加者5名以上の受注型団体旅行の催行	1 福島空港団体旅行利用促進支援 福島空港往復利用の場合 1万円×旅行参加者数 ※1申請団体あたりの上限は10万円 (片道利用は半額)
2 プロスポーツ応援等の利用促進支援 (1) 福島県内に住所を有する旅行会社 (2) (1)の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等	2 福島空港定期便又はチャーター便を利用したプロスポーツ応援等に係る旅行の催行 ※補助対象 ①福島県内に本拠地を置くプロスポーツチームの観戦又は選手の移動 ②個人競技：福島県出身の競技者の応援 なお、プロスポーツの応援等については、チケット控え等により、観戦が確認できるものを対象とする。	2 プロスポーツ応援等の利用促進支援 (1) 定期便又はチャーター便利用 3千円×旅行参加者数 (2) 伊丹空港を利用した四国・九州・沖縄への乗継利用 5千円×旅行参加者数 ※2(1)及び(2)ともに1申請の上限は100千円 (往復利用の場合、片道利用の場合は半額)
3 イベント景品等への福島空港旅行商品利用促進支援 福島県内または隣接県（栃木県等）の商工会議所、商工会、商店街振興組合、その他福島空港利用促進協議会長が特に認めるもの	3 イベント景品等への福島空港旅行商品利用促進支援 地域振興イベント事業の景品等に使用する福島空港発着航空券又は福島空港発着旅行商品の購入	3 イベント景品等への福島空港旅行商品利用促進支援 以下により算出した額と景品等の購入に要する経費（消費税額を除く）の合計額を比較して、低い方の金額 (1) 札幌便利用の場合 3万円×景品等数 (2) 大阪便利用の場合

	1、2及び3の事業において、悪天候や機材故障等やむを得ない理由による欠航やダイバートで予定空港とは別の空港での離発着となった場合には、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。 また、それに伴い福島空港を利用できなかった場合は、事由発生の都度、福島空港利用促進協議会と協議の上、補助対象としての適否を判断することとする。 福島県空港交流課及び福島空港利用促進協議会が実施する他の補助制度の併用は不可とする。	2万円×景品等数 ただし、補助額は1事業者あたり、年間200千円を上限とする。
--	--	---

※福島県内に本拠地を置くプロスポーツチームは、以下のチームとする。

福島ユナイテッドF C、福島ファイヤーボンズ、いわきF C、
デンソーエアーリーベーズ